5　一・三・五・七―テトラアセチル―一・三・五・七―テトラアザシクロオクタン（別名ＴＡＴ）
6　一・四・五・八―テトラアザデカリン
7　一・三・五―トリクロロベンゼン
8　一・二・四―ブタントリオール
ロ　軍用燃料であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも一を含む混合物
（一）航空機用燃料（最終製品に限る。）
（二）火炎放射器又は焼夷弾用の炭化水素燃料の増粘剤を含む物質（金属ステアリン酸塩、パルミチン酸金属（オクタルを含む。）並びにＭ一、Ｍ二及びＭ三の増粘剤を含む。）
ハ　火薬又は爆薬の安定剤となる物質のうち、Ｎ―メチル―ｐ―ニトロアニリン
ニ　粉末状の金属燃料であって、次のいずれかに該当するもの
（一）粒子の径が三マイクロメートル以下の鉄（水素で酸化鉄を還元する方法を用いて製造したものに限る。）の粉であって、鉄の純度が九九パーセント以上のものからなるもの（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによりカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）又はそれを含む混合物
（二）粒子が球形で、かつ、その径が六〇マイクロメートル以下のアルミニウムの粉であって、アルミニウムの純度が九九パーセント以上のものからなるもの又はそれを含む混合物
ホ　次のいずれかに該当するもの（イの（一）又は二に掲げる物質を含む混合物を除く。）
（一）アンモニウムピクレート
（二）黒色火薬
（三）ヘキサニトロジフェニルアミン
（四）ジフルオロアミン
（五）硝化でんぷん
（六）硝酸カリウム
（七）テトラニトロナフタレン
（八）トリニトロアニソール
（九）トリニトロナフタレン
（十）トリニトロキシレン
（十一）Ｎ―ピロリジノン
（十二）一―メチル―二―ピロリジノン
（十三）ジオクチルマレート
（十四）エチルヘキシルアクリレート
（十五）次のいずれかに該当するもの
1　トリエチルアルミニウム（別名ＴＥＡ）
2　トリメチルアルミニウム（別名ＴＭＡ）
3　発火合金であって、アルキル及びアリルの結合したリチウム、ナトリウム、マグネシウム、亜鉛又はほう素
（十六）ニトロセルロース
（十七）ニトログリセリン（グリセロールトリニトレート、トリニトログリセリン）
（十八）二・四・六―トリニトロトルエン（別名ＴＮＴ）
（十九）エチレンジアミンジニトレート（別名ＥＤＤＮ）
（二十）ペンタエリスリトールテトラニトレート（別名ＰＥＴＮ）
（二十一）アジ化鉛、ノーマル若しくは塩基性のスチフニン酸鉛、又は起爆剤若しくは起爆用配合剤であって、アジ化物若しくはアジ化物錯体を含むもの
（二十二）トリエチレングリコールジニトレート（別名ＴＥＧＤＮ）
（二十三）二・四・六―トリニトロレゾルシノール（スチフニン酸）